

議案第135号

かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定期間の変更について

かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定期間（平成23年12月15日議決）を次のとおり変更する。

平成28年9月5日提出

川崎市長 福田 紀彦

現行の指定期間「平成24年4月1日から平成29年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成30年3月31日まで」に変更する。

参考資料

- 1 現行の指定管理者の指定期間について（平成23年11月28日提出・平成23年12月15日議決）

管理を行わせる公 の施設の名称及び 所在地	名 称 かわさき新産業創造センター 所在地 川崎市幸区新川崎7番7号
指定管理者となる 団体	住 所 川崎市幸区堀川町66番地20 名 称 公益財団法人川崎市産業振興財団・三井物産 フォーサイト株式会社共同事業体 代表者 公益財団法人川崎市産業振興財団 代表理事 曾禰 純一郎 構成員 三井物産フォーサイト株式会社 代表取締役社長 松田 俊哉
現行の指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

- 2 かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定期間の変更について

現行の指定期間「平成24年4月1日から平成29年3月31日まで」を
「平成24年4月1日から平成30年3月31日まで」に変更する。

- 3 変更理由

かわさき新産業創造センターの施設拡張整備に係る管理運営内容の変更に
伴い、現行のかわさき新産業創造センターと平成30年度の供用開始を予定
している新施設を含めた一体的な管理運営を行う指定管理者を指定するまで
の間（平成29年度1年間）、効果的かつ効率的な施設の管理運営を行うた
め、現行の指定管理者の指定期間を1年間延長するものである。